

会 議 録 第 1 号

1. 招集日時 平成29年5月18日(木) 午前10時

1. 招集場所 牛久市役所議場

1. 出席議員 22名

- 1番 藤田尚美君
- 2番 秋山泉君
- 3番 尾野政子君
- 4番 甲斐徳之助君
- 5番 守屋常雄君
- 6番 杉森弘之君
- 7番 須藤京子君
- 8番 黒木のぶ子君
- 9番 池辺己実夫君
- 10番 市川圭一君
- 11番 伊藤裕一君
- 12番 長田麻美君
- 13番 山本伸子君
- 14番 遠藤憲子君
- 15番 鈴木かずみ君
- 16番 利根川英雄君
- 17番 山越守君
- 18番 板倉香君
- 19番 柳井哲也君
- 20番 中根利兵衛君
- 21番 小松崎伸君
- 22番 石原幸雄君

1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	高 谷 寿 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環境経済部長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監査委員事務局長	大和田 伸 一 君
農業委員会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市 民 部 次 長	植 田 裕 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
保健福祉部次長	小 川 茂 生 君
環境経済部次長	梶 由 紀 夫 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本仁君
庶務議事課長	野島貴夫君
庶務議事課長補佐	飯田晴男君
書記	飯村彰君
書記	中根敏美君

平成 29 年第 2 回牛久市議会臨時会会期日程表

日次	月 日	曜	開議時刻	摘 要
第 1 日	5 月 1 8 日	木	午前 1 0 時	<ul style="list-style-type: none"> ○開 会 ○議席の一部変更 ○会議録署名議員の指名 ○諸般の報告 ○会期の決定 ○議案上程（30号～32号） ○提案者説明 ○質 疑 ○討 論 ○採 決 ○茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙 ○議会運営委員会委員の選任について ○常任委員会委員の選任について ○閉 会

平成29年第2回牛久市議会臨時会

議事日程第1号

平成29年5月18日（木）午前10時開会

- 日程第 1. 議席の一部変更について
- 日程第 2. 会議録署名議員の指名
- 日程第 3. 会期の決定
- 日程第 4. 議案第30号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 5. 議案第31号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第 6. 議案第32号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 7. 茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について
- 日程第 8. 議会運営委員会委員の選任について
- 日程第 9. 常任委員会委員の選任について

午前10時00分開会

○議長（市川圭一君） ただいまの出席議員は22名であります。定足数に達しておりますので、平成29年第2回牛久市議会臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

日程第1、議席の一部変更についてを議題といたします。



議席の一部変更について

○議長（市川圭一君） 新しい会派ができたために変更するものであります。会議規則第4条第3項の規定により、議席の一部を変更いたします。新しい会派、雄徳クラブの甲斐徳之助君を4番に、守屋常雄君を5番に、無会派を全体的に一例後ろにそれぞれ変更いたします。変更した議席は、お手元に配付の議席表のとおりであります。その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

○庶務議事課長（野島貴夫君） それでは、変更議席番号及び氏名を読み上げます。4番甲斐議員、5番守屋議員、6番杉森議員、7番須藤議員、8番黒木議員、9番池辺議員、10番市川議員、11番伊藤議員、12番長田議員、13番山本議員、14番遠藤議員、15番鈴木議員、16番利根川議員、17番山越議員、18番板倉議員、19番柳井議員、20番中根議員、21番小松崎議員、22番石原議員。以上です。

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。ただいま朗読したとおり、議席の一部を変更することに決定いたしました。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。



会議録署名議員の指名

○議長（市川圭一君） 会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番須藤京子君、8番黒木のぶ子君をそれぞれ指名いたします。

次に、この際、諸般の報告をいたします。

まず、今期臨時会に提出のあった案件は、市長提出議案第30号ないし議案第32号の3件であります。

次に、去る第1回定例会において可決されました児童扶養手当の拡充を求める意見書の1件につきましては、内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長へ、子どもの医療費助成事業の拡充を求める意見書の1件につきましては、茨城県知事へ、おのおの提出いたしましたので報告いたします。

次に、会議規則第166条の規定により、お手元に配付のとおり議員を派遣いたしましたので報告いたします。

次に、今期臨時会に説明員として地方自治法第121条の規定により出席した者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、日程第3、会期の決定についてを議題といたします。



会期の決定について

○議長（市川圭一君） お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りと決定いたしました。

次に、日程第4、議案第30号ないし日程第6、議案第32号の3件を一括議題といたします。



議案第30号 専決処分の承認を求めることについて

議案第31号 専決処分の承認を求めることについて

議案第32号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（市川圭一君） 提案者に提案理由の説明を求めます。市長根本洋治君。

〔市長根本洋治君登壇〕

○市長（根本洋治君） おはようございます。

本日は、平成29年第2回牛久市議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位に御出席を賜り、ここに開会できることを心から感謝申し上げます。

議案の説明に入ります前に、当市教育委員会事務局職員による横領という不祥事が発生しました。深くおわび申し上げます。今後はさらなる綱紀肅正を再度徹底するとともに、再発防止

策の一つとして、公金等を扱う際のルールづくりを行ってまいります。あわせて、職員一同、市民の皆様の信頼回復に全力で努めてまいります。

それでは、本臨時会に提出しました専決処分の承認及び損害賠償額を定めることについての3件につきまして、議案の順に従いまして御説明申し上げます。

議案第30号及び議案第31号は、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律が本年3月31日に公布されたことに伴い、牛久市税条例の一部を改正する条例及び牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定による専決処分といたしましたので、その承認を求めるものでございます。

議案第30号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方税法の改正に伴い、保育施設等に係る固定資産税の課税標準の特例措置を創設する改正、及び四輪の軽自動車に対する軽自動車税のグリーン化特例制度を2年間延長する改正、並びに引用条項の整理を行うものであります。

議案第31号は、牛久市都市計画税条例の一部を改正する条例であります。

本件は、地方税法の改正に伴い、保育施設等に係る都市計画税の課税標準の特例措置を創設する改正、及び引用条項の整理を行うものであります。

議案第32号は、損害賠償の額を定めることについてであります。

本件は、平成29年3月7日午後0時55分ごろ、牛久市田宮町531番地343付近の道路におきまして、総務部管財課車両管理室職員の運転する巡回バスが駐車中のワゴン車後方に接触し、同車両に損害を与えたことについて、当事者と示談し、同車両に対する損害賠償の額を定めるものであります。

以上が、専決処分の承認及び損害賠償の額を定めることについての概要であります。詳細につきましては、お手元の議案書等により御審議の上、適切なる議決を賜ようお願いいたします。

議案とは違いますが、去る5月15日に、私は甲州市の田辺市長と会いまして、そして、日本遺産についてさまざまないろいろな意見交換を行いました。そして、事務局でもより積極的な議論を深め、そして、国のそれぞれの関係機関等への申し入れ、そして、茨城県知事に対する申し入れなどをこれから行ってまいります。また、一番のことは、市民の盛り上がりといいますか、そういうことが一番のこれからの対する、来年の4月に対する、この間、日本文化遺産の道筋でございますので、議員各位の皆様にもよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 以上で、市長の提案理由の説明は終わりました。

これより議案第30号ないし議案第32号の3件について順次質疑を許します。

初めに、議案第30号についての質疑を許します。14番遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） それでは、議案第30号について質問いたします。

この議案につきましては、地方税法の改正に伴うという説明でございました。保育施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置、これを創設するという事で、それから四輪の軽自動車に対する軽自動車のグリーン化特例制度2年間延長ということで、どの程度市に影響するのか、具体的な例でお示しをいただきたいと思っております。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 遠藤議員の御質問にお答えをいたします。

まず、固定資産税の保育施設関連でございますが、今回、こちらにつきましては、牛久市について現在のところ該当がございません。

それと、軽自動車税につきましては、現在、こちらにつきましては当初課税で、全体で2万3,256台ございますが、今回のこのグリーン化特例による税収の見込みといたしましては、平成29年度で321万4,700円、平成28年度で368万4,300円というふうに試算しております。以上です。

○議長（市川圭一君） 遠藤憲子君。

○14番（遠藤憲子君） 今の御答弁で、保育施設等に係るものは今牛久市には該当がないということですが、どういうときに保育施設にかかるのか、その辺をお示してください。

○議長（市川圭一君） 総務部長中澤勇仁君。

○総務部長（中澤勇仁君） 今の御質問にお答えをいたします。

こちらにつきましては、待機児童の解消、女性の活躍、社会進出を後押しするための一環といたしまして保育の受け皿整備の促進のために固定資産税の課税標準額の特例措置が設けられたものでございまして、主なものといたしまして、企業主導型保育事業にかかわる課税標準の特例措置、こちらは民間企業が平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、国の補助を受けて事業所内に保育所などの保育施設を設置した場合には、その施設に係る固定資産税について、最初の5年間に限り、特例措置として課税標準を価格の2分の1とするものでございます。

2点目といたしまして、家庭的保育事業等にかかわる課税標準の特例措置ということで、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、こちらは利用定員が5名以下になりますが、の用に直接供する家屋に係る固定資産税につきまして特例措置として課税標準を価格の2分の1とするものでございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第30号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第31号についての質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第31号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第32号についての質疑を許します。22番石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 32号議案について確認を求めます。物損事故ということですが、この修理の明細、金額はどうなっているのか、お示しを願いたいと存じます。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 石原議員の質問にお答えいたします。

明細でございますが、修理費といたしまして22万7,088円、レンタカーの代車料といたしまして2万7,992円、合わせましての金額となります。

○議長（市川圭一君） 石原幸雄君。

○22番（石原幸雄君） 写真で判断をする限り、これだけの損害で約23万円の修理費用というのは、非常に高いような気がするんですけども、この点については、ほかから見積もりをとったとか、精査をしたとか、そういうことはないのでしょうか。

○議長（市川圭一君） 総務部次長小林和夫君。

○総務部次長（小林和夫君） 再度の質問にお答えいたします。

公用車の事故にかかわります損害賠償につきましては、全て保険会社をまず通して相手との交渉をしてございます。金額の査定につきましては、第一次的に保険会社での査定が入るものでありまして、そちらを受けまして金額により今回の議案のように上程させていただいているものでございます。

○議長（市川圭一君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で議案第32号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第30号ないし議案第32号の3件については、会議規則第37条第3項の規定により常任委員会付託を省略いたしたいと思いません。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号ないし議案第32号の3件については、常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第30号ないし議案第32号の3件について順次採決いたします。

初めに、議案第30号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第31号、専決処分の承認を求めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号、損害賠償の額を定めることについて、本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

ここで、自席にて暫時休憩をいたします。

午前10時18分休憩

午前10時19分開議

○議長（市川圭一君） 会議を再開いたします。

次に、日程第7、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙を行います。

○

茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員一般選挙について

○議長（市川圭一君） この選挙は、茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員が、平成29年5月19日にその任期が満了するため、茨城県後期高齢者医療広域連合の議員の選挙に関する規則第3条第1項の規定により、当該議会の議員のうちから広域連合議会議員1名を選挙する

ものです。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（市川圭一君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（市川圭一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（市川圭一君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○庶務議事課長（野島貴夫君） 1番藤田議員、2番秋山議員、3番尾野議員、4番甲斐議員、5番守屋議員、6番杉森議員、7番須藤議員、8番黒木議員、9番池辺議員、11番伊藤議員、12番長田議員、13番山本議員、14番遠藤議員、15番鈴木議員、16番利根川議員、17番山越議員、18番板倉議員、19番柳井議員、20番中根議員、21番小松崎議員、22番石原議員、10番市川議員。

〔投票〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（市川圭一君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番藤田尚美君、18番板倉 香君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

○議長（市川圭一君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 0票

有効投票中

杉森弘之君 10票

市川圭一君 12票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、市川圭一が茨城県後期高齢者医療広域連合議会議員に当選いたしました。

また、選挙結果につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合議会の議員選挙に関する規則第5条の規定に基づきまして、直ちに広域連合議会議員一般選挙長へ文書をもって報告することといたします。

ここで、暫時休憩をいたします。再開は10時50分といたします。

午前10時31分休憩

午前10時50分開議

○副議長（尾野政子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま市川圭一議長より議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（尾野政子君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

議長辞職の件

○副議長（尾野政子君） まず、この辞職願を事務局長より朗読させます。

○事務局長（滝本 仁君） 朗読いたします。

このたび、一身上の都合により牛久市議会議長を辞職したいので、許可されたくお願いいたします。

平成29年5月18日。

牛久市議会副議長、尾野政子殿。

牛久市議会議長、市川圭一。

以上です。

○副議長（尾野政子君） お諮りいたします。市川圭一議長の議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾野政子君） 御異議なしと認めます。よって、市川圭一議長の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

10番市川圭一君の入場を許します。

〔10番市川圭一君入場〕

○副議長（尾野政子君） この際、10番市川圭一君より発言を求められておりますので、これを許します。10番市川圭一君。

〔10番市川圭一君登壇〕

○10番（市川圭一君） 2年間、牛久市議会議長として大役を務めさせていただきました。その間、大変いろいろなこともございました。皆様にさきの3月定例会では御迷惑をおかけいたしました。議長をやめても市民福祉向上、発展のために微力ではございますが、これからも鋭意努力して邁進していきたいと思っておりますので、皆様の2年間の温かい御協力まことに本当にありがとうございました。以上です。（拍手）

○副議長（尾野政子君） ただいま議長が欠員となりました。この際、議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾野政子君） 御異議なしと認めます。よって、この際、議長選挙についての日程を追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

議長選挙

○副議長（尾野政子君） これより議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○副議長（尾野政子君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（尾野政子君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾野政子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○副議長（尾野政子君） 異常なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○庶務議事課長（野島貴夫君） 1番藤田議員、2番秋山議員、4番甲斐議員、5番守屋議員、6番杉森議員、7番須藤議員、8番黒木議員、9番池辺議員、10番市川議員、11番伊藤議員、12番長田議員、13番山本議員、14番遠藤議員、15番鈴木議員、16番利根川議員、17番山越議員、18番板倉議員、19番柳井議員、20番中根議員、21番小松崎議員、22番石原議員、3番尾野議員。

〔投票〕

○副議長（尾野政子君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（尾野政子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○副議長（尾野政子君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に2番秋山 泉君、19番柳井哲也君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（尾野政子君） それでは、選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 22票

無効投票 0票

有効投票中

板倉 香君 12票

石原幸雄君 10票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、板倉 香君が議長に当選いたしました。

ただいま議長に当選されました板倉 香君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ただいま選任されました板倉 香議長に就任の御挨拶を一言お願いいたします。

〔議長板倉 香君登壇〕

○議長（板倉 香君） 皆さんの御支持をいただきまして議長になりました板倉でございます。先ほどの所信表明でちょっとまごつきましたが、皆さんの今までやってきた議会改革、それを前出しししっかりと、イズミヤの問題もあります。しっかりと皆様の御協力をいただきましてやっていきたいと思っております。また、市民にわかりやすい議会、皆さんとともにかく楽しくやっていきたいと思っておりますので、今後とも御支援、御協力よろしく申し上げます。（拍手）

○副議長（尾野政子君） ここで、暫時休憩をいたします。再開は13時5分といたします。

午前11時42分休憩

午後1時04分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、尾野政子副議長より副議長辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 異議なしと認めます。よって、この際、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

副議長辞職の件

○議長（板倉 香君） まず、この辞職願を事務局長より朗読させます。

○事務局長（滝本 仁君） 朗読いたします。

このたび、一身上の都合により牛久市議会副議長を辞職したいので、許可されたくお願いいたします。

平成29年5月18日。

牛久市議会議長、板倉 香殿。

牛久市議会副議長、尾野政子。

○議長（板倉 香君） お諮りいたします。尾野政子副議長の副議長の辞職を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、尾野政子副議長の副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

3番尾野政子君の入場を許します。

〔3番尾野政子君入場〕

○議長（板倉 香君） この際、3番尾野政子君により発言を求められておりますので、これを許します。3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） あっという間の2年間ありがとうございました。皆様の御協力を賜りまして副議長として2年間の役割を果たさせていただくことができました。感謝申し上げたいと思います。今後、どういう立場にあったとしても、議会の一員として、また市民の皆様に寄り添った政策につながるよう努力をしまいる所存でございます。ありがとうございました。以上でございます。（拍手）

○議長（板倉 香君） ただいま副議長が欠員となりました。この際、副議長選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、この際、副議長選挙についての日程を追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

副議長選挙

○議長（板倉 香君） これより副議長選挙を行います。

選挙は投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○議長（板倉 香君） ただいまの出席議員は22名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○議長（板倉 香君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 配付漏れはなしと認めます。

投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

○議長（板倉 香君） 異状なしと認めます。

これより、投票に移ります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、職員の点呼に応じて順次投票願います。

それでは、点呼いたします。

○庶務議事課長（野島貴夫君） 1番藤田議員、2番秋山議員、3番尾野議員、4番甲斐議員、5番守屋議員、6番杉森議員、7番須藤議員、8番黒木議員、9番池辺議員、10番市川議員、11番伊藤議員、12番長田議員、13番山本議員、14番遠藤議員、15番鈴木議員、16番根川議員、17番山越議員、19番柳井議員、20番中根議員、21番小松崎議員、22番石原議員、18番板倉議員。

〔投票〕

○議長（板倉 香君） 投票漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

○議長（板倉 香君） これより開票を行います。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に3番尾野政子君、20番中根利兵衛君をそれぞれ指名いたしますので、立ち会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（板倉 香君） 選挙の結果を御報告いたします。

投票総数 22票

有効投票 21票

無効投票 1票

有効投票中

秋山 泉君 21票

以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は6票であります。よって、秋山 泉君が副議長に当選いたしました。ただいま副議長に当選されました秋山 泉君が議長におられますので、会議規則第32条第2項の規定により告知いたします。

ただいま選任されました秋山 泉君、副議長に就任の御挨拶を一言お願いいたします。

〔副議長秋山 泉君登壇〕

○副議長（秋山 泉君） ただいま副議長の大任を拝しました秋山 泉です。微力ではありますが、議長を支え、議員の皆様方と開かれた議会を目指し努力をしていく所存でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

○議長（板倉 香君） ここで、私が議長に就任したことに伴い、交通体系整備促進調査特別委員会委員に欠員が生じました。

お諮りいたします。この際、交通体系整備促進調査特別委員会補欠委員の選任の件の1件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板倉 香君） 御異議なしと認めます。よって、この際、交通体系整備促進調査特別委員会補欠委員の選任の件の1件を日程に追加し、議題といたします。

交通体系整備促進調査特別委員会補欠委員の選任について

○議長（板倉 香君） 本件につきましては、私が議長に就任したことに伴い、交通体系整備促進調査特別委員会委員を辞職しましたので、委員会条例第8条第1項の規定により、市川圭一君を指名いたします。

次に、日程第8、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任について

○議長（板倉 香君） 本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。

次に、日程第9、常任委員会委員の選任について議題といたします。

○

常任委員会委員の選任について

○議長（板倉 香君） 本件につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の名簿のとおり指名いたします。

ここで、お手元に配付の日程表のとおり、常任委員会並びに議会運営委員会を招集し、委員長及び副委員長の互選を行いますので、その互選の結果を委員長から議長宛てに報告願います。

ここで、暫時休憩をいたします。再開時刻は追ってお知らせいたします。

午後1時23分休憩

午後2時19分開議

○議長（板倉 香君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、議会運営委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、御報告申し上げます。

議会運営委員会委員長に山越 守君、副委員長に尾野政子君がそれぞれ互選されました。

次に、常任委員会正副委員長の互選の結果について報告がありましたので、御報告申し上げます。

総務常任委員会委員長に杉森弘之君、副委員長に遠藤憲子君。

教育民生常任委員会委員長に須藤京子君、副委員長に藤田尚美君。

産業建設常任委員会委員長に市川圭一君、副委員長に利根川英雄君。

広報常任委員会委員長に山本伸子君、副委員長に藤田尚美君がそれぞれ互選されました。

以上が各常任委員会正副委員長の互選の結果であります。

以上で、今期臨時会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成29年第2回牛久市議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後2時23分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 板 倉 香

前 議 長 市 川 圭 一

前副議長 尾 野 政 子

署名議員 須 藤 京 子

署名議員 黒 木 のぶ子